

施設使用料等改定のお知らせ(自然の家・野外)

少年自然の家 21-2301

いつも少年自然の家・野外教育センターをご利用いただきありがとうございます。豊橋市では6月1日(金)より施設使用料の改定を行います。また、4月1日より少年自然の家・野外教育センターの一部の物品等の有料化を行います。引き続きみなさんに親しまれ、魅力ある施設となるよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(1) 使用料の改定について

豊橋市では、文化施設や体育施設など、市民のみなさんに利用していただく多くの施設を設置しています。

使用料については、概ね5年を目途に見直しを実施しており、今回の見直しでは、施設の老朽化や社会情勢の変化に対応するとともに、受益者負担の状況を踏まえ改定を行うものです。

(2) 平成30年4月1日から以下の物品等が有料となります

1. シーツ(貸し出したすべての方を対象といたします。)

施設名	物品名	金額	備考
少年自然の家	寝袋型シーツ	1人1枚につき 160円(予定額)	金額は、毎年度当初に決定するシーツ賃借契約単価となります。(年度中の金額の変更はありません。)
野外教育センター	毛布カバー	1人2枚につき 260円(予定額)	

2. 炊事用薪(使用したすべての方を対象といたします。ただし、持ち込みの場合は対象外)

施設名	金額	備考
少年自然の家	1束につき 100円	年度当初に原材料購入単価から算出した100円相当分の薪をご提供いたします。(年度途中の金額及び薪の分量の変更はありません。)
野外教育センター	6人1班カレーライス(炊飯相当分として)	

(3) 平成30年6月1日以降の料金支払いから以下のとおり施設使用料が変更となります

(利用団体の種別により、使用料の減免を受けることができます。)

【少年自然の家】

改正後				
区分廃止				
使用区分	単位		金額	
研修室	1室	3時間以内につき	1,390円	
創作活動室	1室		610円	
体育館	1室		1,720円	
宿泊室	小人	1泊以内につき	150円	
	大人		540円	
キャンプ場	小人		30円	
	大人		100円	
物品	テント		1張	360円
	毛布		1枚	40円
	炊事用具	1組	130円	

1. 小人とは、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校に在学する児童又は生徒。
2. 市外の者が使用する場合は、当該使用料の倍額とする。

改正前				
1. 市内の少年団体及び市立学校が使用する場合				
2. 1以外の場合				
使用区分	単位		金額	
中央管理棟	第1研修室	3時間以内につき	930円	
	第2研修室		410円	
体育館			1,150円	
宿泊室	少年	1泊以内につき	100円	
	成年		360円	
キャンプ場	少年		20円	
	成年		70円	
宿泊用品	テント		1張	240円
	毛布		1枚	30円
	飯ごう	1個	30円	
	なべ	1個	30円	
	やかん	1個	30円	

少年とは、20歳未満の者。

【野外教育センター】

改正後				
区分廃止				
使用区分	単位		金額	
宿泊室	小人	1泊以内につき	150円	
	大人		540円	
キャンプ場	小人		30円	
	大人		100円	
物品	テント		1張	360円
	毛布		1枚	40円
	炊事用具	1組	130円	

1. 小人とは、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校に在学する児童又は生徒。
2. 市外の者が使用する場合は、当該使用料の倍額とする。

改正前				
1. 市立学校が使用する場合				
2. 1以外の場合				
使用区分	単位		金額	
宿泊室	小人	1泊以内につき	50円	
	大人		180円	
キャンプ場	小人		10円	
	大人		30円	
宿泊用品	テント		1張	360円
	毛布		1枚	30円
	飯ごう	1個	30円	
	なべ	1個	30円	
	やかん	1個	30円	

小人とは、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校に在学する児童又は生徒。